

## 滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例案要綱

### 1 制定の理由

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第1項の規定に基づき、滋賀県いじめ問題対策連絡協議会を設置することとするため、新たに制定しようとするものです。

### 2 概要

- (1) いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第1項の規定に基づき、滋賀県いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置くこととします。(第1条関係)
- (2) 協議会の構成員および定数について定めることとします。(第2条関係)
- (3) 協議会に会長を置くこととし、必要な事項を定めることとします。(第3条関係)
- (4) 協議会の会議について、必要な事項を定めることとします。(第4条関係)
- (5) 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができることとし、部会について必要な事項を定めることとします。(第5条関係)
- (6) 会長は、必要があると認めるときは、協議会の構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができることとします。(第6条関係)
- (7) 協議会の庶務は、滋賀県教育委員会事務局で処理することとします。(第7条関係)
- (8) この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って決めることとします。(第8条関係)
- (9) この条例は、平成26年4月1日から施行することとします。

議第 号

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例案

上記の議案を提出する。

平成 26 年 月 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例

(設置)

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、滋賀県いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、次に掲げる者（第 4 号から第 11 号までに掲げる者にあつては、これらの者のうちから知事が指名する者）をもって構成する。

- (1) 知事
- (2) 副知事
- (3) 教育長
- (4) 警察本部の職員
- (5) 県立学校の校長
- (6) 子ども家庭相談センターの長
- (7) 県の職員（前各号に掲げる者を除く。）
- (8) 関係行政機関の長またはその指名する職員
- (9) 私立の小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の校長
- (10) いじめの防止等に関する団体の代表者またはその指名する者
- (11) 学識経験を有する者

2 協議会の構成員の定数は、20 人以内とする。

(会長)

第 3 条 協議会に会長を置き、知事をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、協議会の構成員のうちから、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、知事が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(部会)

第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき協議会の構成員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する協議会の構成員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、部会に属する協議会の構成員のうちから、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、滋賀県教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って決める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

【参考】いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号） （抄）

（いじめ問題対策連絡協議会）

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 略